

第18日目(3月18日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は、26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますので、これを許します。

本日の日程は、お手元に配付のとおりいたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成23年請願第1号 2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願及び日程第2、平成23年請願第2号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願の以上2件を一括議題といたします。2件について社会厚生委員長今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 おはようございます。それでは社会厚生委員会に付託されました請願2件についての審査報告を行います。期日は3月8日、委員の出席状況は9名、全員であります。各々この請願については、紹介議員岡村委員がいらっしゃいましたので、岡村委員から説明をいただき審査を行いました。まず最初に請願第1号 2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願、岡村委員から説明をしていただいた後に質疑に入りました。全ての高齢者に保障する財源、また年金貴族者もいれば少ない年金者もいる、年金受給者がイコール生活弱者ではないのではないかと。こういったような質疑が出されました。採決の結果、賛成が1ということで賛成少数で不採択ということになりました。

続きまして請願2号です。高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願。説明をいただいた後、採決を行いました。賛成が2、賛成少数で不採択ということになりました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 この請願にあります、特に私は第2項目に対して、基礎年金部分の国庫負担分3万3,000円を全てのない方にも与えるべきだという、保障することというのがありますけれども、それに対する賛成的な意見とか、実態とかそういうことを話し合われたかどうかお聞かせください。

今井社会厚生委員長 話し合われたかというか、これを出されているわけですから当然そのことを議論したわけです。(「どんな内容だったか」の声あり)内容は別に、賛成討論は、反対討論はありませんでしたが、各会派の意見を聞かせていただいた中で、財源がどうするのだというような話がありました。また賛成の討論の中では、財源論について、消費税も変化している。財源論は今後いくらでも議論できるのではないかと、こんなような話でした。よく会派の中で疎通をしてください。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成23年請願第1号 2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願に対する討論を行います。

賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。今ほどの質問にもありましたが、この請願について私は紹介議員になったわけでありませけれども、無年金者、低年金者というのはどれだけの実態があるのかと申しますと、無年金者というのは全国で100万人いるのだそうです。そして低年金者、要するに月10万円以下で生活する方が1,000万人ということだそうです。

そういった中で年金の引き下げというのは行われますが、引き上げというのはなかなか行われていないというのが現状だそうでありまして、今回物価指数が下がったということで0.4パーセント、この4月1日から年金を下げたいということに決定しているそうですが、これについて大変な問題だということで、こういった請願が出てきたものというふうに私は理解しております。

また、その物価指数の問題ですけれども、これについては低下の原因というのが、薄型テレビとかIT機器などの値下がり、あるいは去年の政策で出た高校授業料の無料化など、こういった問題が影響していることだそうです。そして生活必需品、特に生鮮食料品などは値上がりをしているという実態だそうでありまして、本当にこの低年金者と申しますか、低所得者層が実際に生活する部分での物価値下げではないという実態があるそうでありまして、

そういった中で、年金の受給額というものをちょっと調べてみました。それで南魚沼市で国民年金に関連する年金というのはわかるそうでありまして、それが年に42億円ぐらい支給されているそうでありまして。そして何か参考になる指数があるかと思ってみましたら、平成17年度のちょっと古い統計でありますけれども、米の出荷額と申しますか、所得と申しますか、90億円という統計が出ておりまして、ほぼ米の半分ぐらいのウエイトを占めているのが、この年金受給額のようなようです。

私はいつも申し上げますけれども、こういった年金世帯にきゅうくつになっていくと、なかなか経済活動も少なくなってくるわけでありまして、経済波及効果の面からしてもこういった年金がどんどん減っていくことは逆効果だなというふうにも考えているところであります。その面からして、この財源問題が主な理由として委員会では否決をされましたけれども、私は財源問題というのは、いふならば今国で行われている、議論されているところは、法人税はどんどん下げていく。それで消費税は10パーセント、あるいは20パーセント近くまで上げたいというような財源論は、皆さんどんどんしているようでありませけれども、こういったその部分に対する財源論というのはなかなか聞こえてこないということで、私は消費税に頼らなくてもこういった形はかなりできるものというふうに考えておりまして、そしてこういった紹介者になったわけでありませ。

この項目にもありますように、引き下げをまずやめて、そして低年金あるいは無年金者の

方々には最低保障というものをやっていかなければならないというふうに考えているものであります。3万3,000円というのは多分今、現政権の民主党でも最低7万円の年金が必要だというようなマニフェストにもあるようではありますが、その辺からしてみても、当然3万3,000円というのは支払をしなればならない国の責任として生活を守っていかなければならない部分ではないかというふうに考えております。以上が賛成の理由でございます。よろしく申し上げます。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

腰越 晃君 いかにも受け止められるかはわかりませんが、反対する以上はそれなりの理由を述べなければならぬだろうということで、ここに立ちました。2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願書、これに反対の立場で討論をしたいと思っております。今の日本の情勢は1日、高齢社会、福祉が大変だという話を聞かない日はないほど、大変な時代を迎えているわけです。

これについて反対する理由、今ほどの賛成討論の中で財源をどうするのかと、これが反対理由であるというように述べられましたが、それだけではありません。今日、こういう少子高齢化社会において社会保障費の増大は、非常に重要であり、また喫緊の課題でもあります。そうした中、国民負担率は日本国においては38パーセントから39パーセントといわれております。ヨーロッパの福祉先進国では60パーセントから70パーセントを超える国民負担率となっております。

そうした中では、実際の国民負担率はどのくらいかと。国家財政が赤字分を含めると約52～53パーセントだといわれております。増税はしておりませんが、もはや増税は避けて通れない、そういう状況にあるわけでありまして。そうした中で現政権、これは今回の震災がありましたけれども、この夏までにある程度の抜本的な社会保障制度改革と、それから税の一体改革、こうした方向性をきちんとまとめたいといっております。そうした情勢下にあります。

そういう中で、このようなピンポイント的な請願を採択しても、現在動いている国の情勢をみる、これがやはり重要ではないかと思っております。繰り返しますけれども、現在の国の社会保障制度を維持していくためには、抜本的な税財政改革というものが必要な課題であります。単に財源がない国庫負担、国庫に負担を増額せよというだけの提案ではいかなもののでしょうかということだと思っております。もう少し全体を見た中でやはり提案を待ちたいとそうふうに思っております。以上が反対をする理由であります。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成23年請願第1

号 2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成23年請願第1号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成23年請願第2号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の討論を許します。

岡村雅夫君 原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。題名は高齢者、国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願ということでありまして、請願者からは私のところに意見が届けられていますので、若干紹介しておきます。

今述べましたようにテーマは後期高齢者医療保険制度、国保、介護保険の3つの内容であります。それぞれの議会で全部ではなくても項目を選択してとか、あるいは意見書内の修正をも加えた形で、ぜひ採択をしていただきたいというような文面が届いているところがございます。

それでこのやはり委員会でのお話でいくと、不採択の意見として出たのが、状況はわかるけれども、金の出所がないというやはり財源論でありました。また、一部の方々からは賛成もしていただいたところでもあります。今、請願者からのお話をしましたように、後段の発議案の中ではまた字句の修正等もお願いしてということでもあります。

それは後ほどのこととしまして、今この内容に若干触れてみますけれども、後期高齢者医療制度、非常に問題があるということで見直しをしようということで、この見直し案も出たところでもありますけれども、どうもそれをそのままやると総選挙に負けてしまいやしないかということで、1年先延びで平成26年に1年延ばしてやろうかというような状況のようでもあります。

私はこの案について、新制度案なんていう話だそうですが、やはり骨格は同じでありまして、国保に入れたとしても別会計でやるというようなことが書かれております。そしてまた内容的にはそう変わらない、もっと悪くいえばその前期高齢者と申しますか、75歳未満の70歳以上ですか、65歳以上になるかそれはちょっと私はとらえておりませんが、そういった方々の負担を上げていこうかと、2割負担にしようかというような話までも出ているようでもあります。

また、国民の30パーセントが加入しての国保制度について、これは委員会でも調査していただいているところでもありますけれども、非常に制度的にも大変になってきていると。そうした中でどんどん国民負担が上がってきていると。要するに国庫負担率が決まっているものですから、医療費の伸びがあれば即負担、あるいは保険料に追随して負担がくるというような形になっておりますので、抜本的な改定が必要な制度になっているようでもあります。

また、介護保険制度についても、これについて非常に待機者が今増えている。では待機者が増えているからどんどんつくればいいではないかということになると、またその制度をそのまましていきますと、保険料が上がったり、あるいは負担を上げなければならないというような問題が出てくるわけでありまして。やはり制度を取り入れた時の問題と、またこれからの問題、やはりその時代に合った制度に変えていかなければならないということが、私は考えるようになったわけでありまして。

こうした中で介護保険制度も非常に要支援、要支援なんかはもう介護保険から外していこう、あるいは軽度の要介護も外していこうというような内容も盛り込まれて、見合った改定ではなくて、さらに大変になる改定案が示されているようでありまして、非常にますます大変な制度になっていくのかという感じでありまして。

そういうことをひとつ改善をしていただきたいという請願でありますので、私はぜひこれを意見として挙げていただいて、そして制度改定をやはり実状にあった、誰でも安心して介護や医療が受けられるような制度にしていただきたいという、こういう請願でありますのでよろしくお願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成23年請願第2号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成23年請願第2号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第3、第16号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計予算、及び日程第4、第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは産業建設委員会の審査報告を行わせていただきます。日時は3月3日、本庁舎3階301会議室です。委員7名全員の出席と議長の出席、そして執行部からは水道事業管理者兼企業部長、下水道課長、水道課長、下水道課業務係長、下水道課工務係長、水道課業務係長、水道課工務係長の出席で行いました。

まず最初に審査日程1、第16号議案の南魚沼市下水道特別会計予算について説明させていただきますが、まず最初に企業部長、水道課長の方から平成23年度南魚沼市特別会計予算並びに予算に関する説明書についてのおおまかな説明がありました。

そしてその後に質疑が幾つかありましたが、その中の質疑をかいつまんで報告させてい

たきます。汚泥についてだが、来年度から環境衛生センターに持っていかず、柏崎の業者に委託して汚泥処分とするというこの件について、下水道会計としたら費用が安くなるのではないかという質問がありました。これについては、汚泥は来年度から環境センターには持ち込まないが、費用がどうなるかについてはわかっていないが、その中で当然費用が多くかかるということはなく対応していく方向で調整しているということです。

また、浄化槽についてですが、石打市内のあるところにも浄化槽でなく下水道本管を持っていく工事が予定されているが、地域によってこれから浄化槽と下水の線引きを、基本的な考えはどういうふうに決めているのかということについては、費用対効果を考えて住み分けをしているという計画でありました。

また、農集で滞納線越が増をしているという点の懸念する質問もありました。これについてはさらなる努力をして解消に通じていきたいということがありました。また、一部、それこそ下水道の発注件数が結構細かくなって発注しているのではないかというふうな質問がありました。細かいよりも大きくやった方がスケールメリットにより、業者も潤ったり、そして地域の要は交通の面でもメリットがあるのではないかという質問がありました。

それに対して市の方としては、細かく発注をしているのは、なるべく細かく発注をして業者に経済対策的な考えもあり行っているということで、今後は地域によっては、それこそ細かくやると市の方でも設計人数等の関係で手が足りなくなるので、可能であれば地域によってはなるべく大きくしたり、そういうことも今後は検討していくという説明でありました。

また、冬場の方が下水処理水が多くなっているが、これについては冬場になるとやはり消雪パイプを使うと不明水がかなり出てきたりして、そういう場合は1件1件つぶしてまずい場所を探していくということで、何とか対応していきたいということでした。また、農集はこれから公共下水につなぎ込む方向で調整をしているのかということでしたが、そのとおりなるだけそういう方向でまだはっきりしたことはわからないが、一応そういう方向に考えていきたいと質問がありました。

そして、一部地域の旅館のつなぎ込みについて、やはり多額の自前で浄化槽を持っているので、なかなか誘導策を考えなければならないのかという質問が毎回出ますが、これについても地域を考えるだけではなくて、全体的にどういうふうにして誘導していくのがいいかを考えながらしていくということでもあります。

また、ディスポーザーについてですが、最近では直接投入オッケーという種も出てきたので、今後どういうふうな方向としていくのだということについては、県の方と協議をしている。また国交省でディスポーザーについての検討委員会が立ち上がっているのので、その方向をみながら考えていこうということでした。

また、つなぎ込みについて、いろいろなことで質問がありましたが、最近アンケートをとっているということですが、やはり予算の関係もあり、費用の関係もあたりということで、そういう点、結構つなぎ込みに関して質問が多くありました。先ほどと重複しますが、アンケート結果をしっかりと分析して、アンケート結果を元に検討していきたいという点もありま

した。

おおまかな質疑としてこれくらいにさせていただきますが、賛成討論1で、討論の要約としては、工事期の縮減や長寿命化はよく考えている。ただ、つなぎ込みについてはなかなか簡単にいかないが、このつなぎ込みに関してなるべく多くがんばってもらい、そして豊かな自然を守ることにより早期に工事が完了されることを期待して賛成討論とするという討論要旨だったと私は感じました。討論終わりの後、採決に移りましたが、全員賛成にて第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算について報告させていただきますが、水道事業管理者と水道課長の方から平成23年度南魚沼市水道事業会計予算並びに予算に関する説明書により説明がありました。

質疑について報告させていただきますが、簡易水道を全域上水道にするに当たり、料金を上水に統一したい方向だと思いが、ということについては、28年度までに簡易水道を上水に統合するよう厚生労働省からの通達があり、それまでの事業は補助金を出す、それ以降は補助金を出さないという内容なので、それこそ今調整しておりサービスが統一できたら料金を統一していきたいということでした。できれば平成28年度までに料金の統一をしていきたいということでした。

また、内部留保資金があるならば施設整備に使うべきではということでしたが、耐用年数が40年あるといっても掘ってみないとわからない。こういう点についてどうなのかということだったが、下水道と一緒にやったりもしているので、なかなか、下水道と一緒にやってくれるべく経費を浮かすようにしているが、老朽管更新なんかもかかりますので、この点もしっかりしていくということでした。

また、本当にこれは地震前の審議だったわけですが、こういう質問もありました。それこそ水道施設の耐震診断についてだが、浄水場の建物、耐震診断についてはどういうふうになっているのだという質問がありましたが、水道施設の耐震工法指針に沿った中での耐震基準に沿った中でのということでありました。私は説明の中で感じたのは、要は箱の中で建物について、建物の耐震基準に沿ったものかどうかということと、後は国の方で耐震の基準があるかということだったのですが、その点は水道施設の耐震、やはり基準ということでありました。あそこの事務所の方は当然耐震基準とかそういうことでの説明だったと思います。

また、収納について、民間委託としたらどうかということもありました。意見がありましたが、ちょっとそれに対してはなかなか検討を大きく考えていかなければいけない点があるが、余り答弁の方はありませんでしたが、また本来であればコンビニ収納を23年度からやろうというふうな話でしたが、コンビニ収納をやることによって、逆に経費が多くかかる可能性が、手数料がかかるかもしれないので、要はなるべく経費を安く徴収していくのも南魚沼市の水道を守るものの基本的な考えもあるので、コンビニ収納よりも普通に口座振替等でもらう方法の誘導策というものを、普通に徴収する方法というのを考えたいので、口座振替の率をどのように上げていくかについて検討する時間を考えたいということで、もうち

よってコンビニ収納については時間がかかるということでありました。

また水道事業は下水道事業にヤドカリ状態でやっているということで、それこそ下水が例えば準備ができました。水道配管をして、今度は下水道屋は埋める準備をしているが、工事の中で検査方法で時間がかかり過ぎるのではないかという意見がありました。なるべく早く検査を終わることによって民間の方でもまた次の仕事もできるし、そういう点でメリットがあるのだから、しっかりとまた信頼関係を持って、すんなりと完了工事、検査ができるようにしていくべきではないかということがありました。その点は今後体制を改善していきたいということでした。

討論については賛成討論が一つありました。討論の要旨としては、水道料金は高い、夏はぬるい、冬は冷たいということで、いつまでそういう水道を飲ませるのかという声があるが、減価償却費10億円、今後は中央遠隔システムへの更新に向けて取り組みをしている、なるべく経費を削減していこうということで、そここのところに大きく期待をしているし、また老朽管更新についてもなるべく早めにしていただき、安全・安心な飲み水の供給に努めることを期待し、賛成討論とするという要旨だったと私は感じました。

その後採決しました。採決の結果、全員賛成にて第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算については原案のとおり決定することに、委員会では可決しました。以上です。

議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 水道会計についてお聞きします。今の討論の中に高いという指摘があるのですが、この常に高いので私は安くしなさいという話をするのですが、できないということですか。委員会としてはどう打開していくかというような話での質疑はありましたか。容認という立場ですか。

牧野産業建設委員長 水道ですよ。水道についてやはり滞納、これから当然節水思考により収益は下がってくるだろう。当然これから人口減、節水型の商品もいっぱい出てきているので、できる限り人件費等そういう点からも、人件費のウエイトも収入に比べて歳出はなかなか変わらない点もあるので、なるべく収納業務を民間委託していくとか、いろいろな点。例えば討論でもあったのが、遠隔システム等、またなるべく当初多大な予算がかかるといわれたのが結構圧縮になってきたので、そういう点も踏まえたりして、当然委員会としてもなるべく安くしていくというふうな雰囲気の中で、委員会の会議は行われていたと私は感じております。

岡村雅夫君 ここで討議があった、ないはともかくとしても、今容認できないという話を聞いた、高いという話を聞いたという討論があったという話であります。ぜひ、委員会としてこれから下水道の問題も、今、使用料金というのは180円ですが、そういう問題もこれから問題になっていくと思うので、ぜひ知恵を出していただいて審査をしていただきたいというふうに希望を述べて終わります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第16号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第16号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 本会計に反対の立場で討論に参加させていただきます。私は基本的生活に対する負担は限りなく少ない方がよいという立場であります。そしてこの水道料金は尋常ではないという立場でございます。

一般会計審査の中でも質疑をさせていただきましたけれども、本来交付金化してきているお金が満額この大変な水道会計に行っているかという質疑に対して、満額ではなく、もう1億2千~3千万円はきてもいいと思うという、こういった答弁でございました。これだけの水道料金を課しているながら、なぜそういった形をとるのかというのが私はわかりません。

法定内と申しますか、約束はまず果たし、そして若干の繰入れをするだけで、私は全国的にも屈しの水道料金といわれているこれを1割は下げられると。要するに17億円の収益でありますので、1億3,000万円の他にもう4,000万円もし繰入れたとするならば、単純計算で1割は十分に下げられるというふうに思います。

特に私どもは近隣市、魚沼市と比べてしまうわけでありましてけれども、格差は著しく倍以上であります。私は議員になった当時、平成4年ですが、多分平成5年から企業団に議員として務めてまいったところでありましてけれども、当時はこれからは表流水の時代だと。要するに地下水や湧水に頼らない、要するに河川を流れてきたその水を使って集中的に浄化をしてやるのが、これからの時代だと。だからこういった設備が必要なのだというお話を繰り返し、繰り返し聞いてきたものであります。

私はこの計画はやはり新幹線ブームと申しますか、将来を見込んだ過大な施設整備、そして過大な人口増を見込んだ、この計画の誤り、その結果だと思っております。私はこれをただ容認していただくだけではだめだと、いつになっても下がらないという考え方をしております。ですから、私は誤りは正していこうではないかと、こう思うわけでありまして。この自然に恵まれた山紫水明のところ、なぜこれだけの高い水道料金の負担を強いられなければならないのか。私はやはり原点に戻って、洗い出し対処していかなければならないと思っております。

す。

このたびの東日本大震災、直接大きな影響はなかったといいながらも、教訓の一つであります。一施設からの給水ということは一朝有事の場合、深刻な問題が発生します。電気がこなかったら動きません、機能しません。今回見送られようとしておりますけれども、3時間の計画停電、これにも給水車を出動させなければならない、こういった事態が起きているわけでありまして。一部と申しまして、では一般のところはどうかといいますと、多分24時間でございます。24時間普通の生活をするとうタンクは空になります。

私がもう1点心配なのはこの巨大な施設は、今回消耗品の予算が出ておりますけれども、泥をかくあれです。片方だけの取り替えだと思っておりますけれども、巨大な施設でありますので、どんどんそういった消耗が増えていきます。そして究極的には耐用年数が来、また再建築という時代を迎えていくわけでありまして。これを繰り返していくことで、あるいはこれを続けていることで財政的な見通しは、私は立たないと思うのです。水道料金を下げる環境は生まれてこないと思います。

今、委員長の報告の中に民間委託をしたらというような話がありますが、決して職員削減や民間委託で改善できる問題ではありません。私は今後委員会あるいは我々議員、あるいは担当者、本当にどうしていったらいいかということを実際に考えて、そして基本的な生活が安心して送られる水道会計であってほしいと思っております。そこで私は一時的な方策としては前段で申し上げましたけれども、出すべきものを出す。そしてその実態からしてみても一般会計繰入れは避けて通れない、こういうふうになっております。そして水道料を引下げていくということは考えなければならないと思います。

そして近い将来的、努力目標といっちはちょっと言葉が甘いかもしれませんが、やはり水を売るということです。簡単に売るといってもなかなかそれぞれの自治体の都合があります。私はできることならばこの事態を迎えるに至ったこの事業を、認可をいただいた国、県、この指導を仰ぐべきだというふうに思います。

この計画は間違っていなかったというのであればなおさらのことです。指導を仰いで、そして近隣市、それに県、国が指導をしていただき、共同でこの施設を利用し、あるいは更新していくというサイクルをつくっていかねばならないと思っております。昨年度もこの席で申し上げましたが、給水能力は20万人に匹敵する水を作れる能力のある施設でございます。ぜひとも前向きな検討をすることを提案し、この会計には反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。ただいまの反対者と、昨年と同じく賛成、反対の立場に分かれて討論するというわけでありまして、おっしゃっていることはまさにそのとおりだと思います。料金を安くする方向が見えないではないかと。本来繰入れるべきものをきちんと入れていないではないかと、そのとおりだと思います。しか

しながら、市の会計全体をみてみれば、例えば国保会計、例えば病院会計、これに対する繰出金というものはどういうものかという全体像を考えてみる必要もあるかと思えます。

おっしゃっていただいたように、この予算での事業収益23億6,394万円に対して、事業費9億1,743万円という優良企業会計のように一見みえます。しかしながら、拡張改良工事費が7億5,680万円であり、企業債償還金は13億2,910万円であり、さらに利息消費税が4億4,737万円という支出金の捻出に大変苦勞する会計であることは予算書からもわかるとおりであります。

減価償却費10億9,733万円、また平成23年度に発生します資産減耗費5億1,022万円という数字からもわかりますように、反対者も述べられましたが、初期投資の額が余りにも大きく、過大な公共工事のつけを払わされる、そう見える会計でありました。しかしながら、平成23年度は3年間の継続事業である中央監視システム更新事業の最終年度であり、簡易水道を含めた監視体制を費用を抑えた形で完了しようという点を評価するものであります。

さらに老朽化した管路、設備の更新にもコストを抑えた効果的な手法を取り入れようという姿勢も評価をするものであります。反対者がおっしゃられたように、他会計からの繰入れもその内容を精査し、それを行いながら日本有数の高料金を安くする方向を早く示しながら、安心・安全な飲み水の供給に日夜奮闘されることを期待して、賛成討論とするものであります。

議長 次に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第6、第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第7、第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算及び日程第9、第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算の以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。期日は請願審査と同じ平成23年3月8日であります。委員の出席状況は9名全員であります。議長からも

出席をいただきました。審査の内容については、各々関係いたします執行部からの出席を求め審査を行いました。

まず最初に第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。執行部からの説明をしていただいた後に質疑に入りました。滞納繰越ある中の法定外繰入、収納率をアップしないとなかなか納得していただけないのではないかと。また、1億円繰入れと支払準備基金、また、当初3億円繰入れということが、前期高齢者交付金3億円増で最終的に1億円ということで、法定外繰入の基本的な考え方、また5パーセントだけでいいのかというようなこと。また、医療給付費の抑制、これらについて具体的にまた国保の課題と解決方法、またジェネリック医薬品の徹底をとというようなことで、主な質疑がありました。

討論を行いました。反対討論としまして、加入者の負担は限界にきている、引下げるべきだと。また、賛成討論として国民皆保険制度を維持すべきだということで採決を行った結果、賛成7、反対1ということで原案は可決されました。

第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算、説明を受けた後質疑を行いました。高齢化が15年後ピークにいく。ピークに合わせた施設整備が必要ではないかと。また、年金で入れる施設整備、またこの制度は社会でみていくということでスタートしたはずだと、しかし、実際は家族でみるということで介護のために辞職する、そういう実態も出てきている、それらの実態を調査して5期計画に落としていくべきだと。また、小規模多機能施設を5期計画に増やしていったらどうだと、こういったような質疑が出されております。

討論を行いました。反対討論として制度の見直しが必要ではないかと。また、賛成討論として制度が厳しいのは理解できる、高齢者は増えて利用も増である、新たな計画で継続すべきであるということで、採決の結果、賛成7、反対1で原案可決であります。

次に第14号議案であります。平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、質疑を行いました。主な質疑としまして、保険料と広域連合納付金の関係、また、年金からの天引きで年金を使う部分が少なくなり負担感を感じている。制度の間違いではないかと。

討論を行いました。反対討論としまして、制度自体の問題、年齢によって医療を区分けし、負担増につながり反対である。また賛成討論として、医療は全てできるだけ平等に納めるのが基本であり、所得による軽減処置もある、資格証も発行していない、この制度は継続すべきだということで、採決の結果、賛成7、反対1で原案可決いたしました。

第15号議案であります。平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算です。説明を受けた後、質疑を行いました。中之島診療所のような診療だけにするのも検討する必要があるのではないかと。また、平成27年に基幹病院がスタートし、医療の再編の流れを見た中で診療所の形態を考えていくべきであり、有床でやっていくことに意義があるとの現場の声を大切にしていけるべきだと。また地域医療の中の在宅診療をするため、有床が必要であり、数字的な経営面ばかりではないと、こういったような質疑が交わされております。討論はありませんでした。採決の結果、賛成全員ということで原案を可決いたしました。

次に第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算です。質疑を行った中の主な

ものですが、収入、収益が減っている中で材料経費が増え、バランスが悪くなっている。また、公営企業法全部適用の効果がみえない。一借も6億円から新年度は7億円の増える予測である。経営水準を直すなら人件費削減を進めるべきだ。また、これらの面から医師確保ということで質疑が出されております。討論はありませんでした。採決の結果、賛成全員で原案を可決しております。以上です。

議長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 休憩とします。休憩後の開会は10時50分といたします。

(午前10時35分)

議長 ここで総務部長より、発言を求められておりますのでこれを許します。

(午前10時50分)

総務部長 大変ご心配をかけているモニタリングの結果がまた出てきましたのでお知らせをいたします。今朝の8時30分で、これはちょっと単位が変わりましたが、下3けたは同じですので、0.175、ちょっと前でいうと175でしたが、それが先ほどの10時30分で0.137ということでございますので、当初500もあったのですが、ずっと下がっておりますので心配はいらないということでお考え願いたいと思います。以上です。

議長 休憩を閉じて会議を開きます。

議長 第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 国民健康保険特別会計に反対の立場で討論に参加させていただきます。国保加入者の負担は他の健康保険加入者よりも大きい。年金生活者、非正規雇用者、失業者など低所得者の加入割合が高い。構造的問題がある。さらに大きな負担を強いることは難しい。法定外繰入は望ましくない姿と厚労省は指摘しているが、70パーセントの市町村で実施をしている。新潟県での南魚沼市は国保税が非常に高い。平成22年度調定額で一人当たり1万1,459円で、県下高い方から2位であります。約2万円平均より高いそうであります。1世帯当たり20万3,486円で、これは県1位だそうです。約5万円平均より高いそうあります。これは私の意見ではなく、この国保の半年間にわたって審議をされた中での、執行部が書いた部分であります。

まさに的を射た内容であるというふうに私は思います。その現実を踏まえて、ではどうするかということが審議の内容であったかと思いますが、制度的な問題で抜本的な改革が必要とよくいわれますが、これは事の先送りでありまして、今緊急にやらなければならないことは、この報告にもありますように市民の耐えきれない現状、これを改善していかなければな

らないということでありませぬ。これ以上の負担増はあつてはなりません。

私は一般質問でも申し上げましたが、むしろ引き下げを目指しての審議でなければならなかつたと思つています。いろいろ事情があろうかと思つますが、せめて据え置き、ただにするということではございませぬ。ただにするという内容ではないのですよ。今の高い状態を据え置きぐらいの配慮が私は必要であるというふうに思つます。

今後所得申告が終わり、5月に向けての臨時議会、調定額の提示があるわけでありませぬが、私はせめて据え置きの立場を堅持していただきたいというふうに思つます。理由は前段で述べているとおりでございませぬ。皆保険制度の趣旨にのっとり、安心して医療を受けられる国保であつてほしいと思つます。細かなことはいろいろありますけれども、そういった趣旨で私はこの会計に反対の立場での討論でございませぬ。以上です。

議 長 次に原案に賛成者の討論を許します。

佐藤 剛君 私は第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきて、市民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加したいというふうに思つます。毎回この討論に立ちまして言つていることでありませぬけれども、健康保険は国民相互の助け合いの元に成り立っているものでありまして、とりわけこの国民健康保険は先ほどのお話にも出ましたけれども、国民皆保険制度の支える基礎の部分を担当しているわけでありませぬ。

したがつて病気になつた時に誰もが安心して医療にかかれる、いわば私たち市民の命綱であるわけでありませぬ。これもまたよくいわれることでありませぬが、したがつて払えない国保であつてはならないわけでありませぬし、そのために病院にかかれないではまた困るわけでありませぬ。

そういう意味もありまして、今まで予期せぬ医療費増の対応としてあります支払準備基金の本来の役割もさておきまして、ある基金は全て国保税の上昇を抑えるために繰入れてきました。そういう努力をしてきましたが、医療費も年々上がる、とうとう平成23年度の国保の状況を試算すれば、基金も底をついてない状態の中で何もしなければ平成23年度は約31パーセント、国保税を上げなければ運営できないという状況になつてしまつたわけでありませぬ。となればとても払える国保ではないわけでありませぬし、病院にもかかれないということになつてしまいかねないわけでありませぬ。

そこで、1年間かけて国保運営協議会でその対策を検討してきたわけでありませぬ。先ほども話がありましたように国保運営協議会も、国保加入者の税負担はもうそろそろ限界に近いという認識は持つての検討でありませぬ。したがつて、一般会計の法定外繰入は必要だろうというようなことでありませぬけれども、国保税が目的税であるという原則、そしてまた国保加入者が3割程度であるというような状況の中から、先ほど県下で一番国保税が高いという話がありました。1番、2番という高いという話がありましたけれども、かといつて無制限に一般会計の法定外繰入をすることもまた難しいわけでありませぬ。

景気は上向いて、一般会計予算の個人市民税も10パーセント強の増を見込んでいますとはいつても、地方の現実雇用状況も経済情勢もまだまだ厳しいわけでありませぬ。したが

って、そういう中では岡村議員が言うように国保税は安い方がいい。できたら据え置き、むしろ下げのような方向でというようなことも、それがいいに決まっているわけでありましてけれども、国保の支払基金は底をつきました。そういう中では、例えば話の中にちょっと出てきましたけれども、今回は出ませんでした。財政調整基金があるではないかという議論もまた出るかもしれませんが、このたびの東北関東大震災の想像もできないような惨状を見れば、災害時の対応財源もやはり考えておかなければならないわけでありまして。今回の災害は国家財政をも危うくするほどの災害でありますので、国の地方への対応も今までのルールどおりとは今後はいかなることだってあり得ることもまた想定に入れておかなければならないというふうに私は思います。

また、国も地方の国保財政が厳しいという中で、国保財政安定化事業、そして高額医療費共同事業などの国保財政基盤強化策を延長しているわけでありまして、70歳以上75歳未満の被保険者の1割負担から2割負担への見直しも引き続き凍結をしているわけでありまして。

以上のことから考え合わせれば、財政が豊かな時期、また、基金も豊富という時期であればともかく、今日的な財政事情と先々の安定した国保会計、そして市全体の財政運営の維持からは1億円の法定外繰入をして、約5パーセントの国保税に抑えたという今予算編成は、現状の中ではよしとしなければならぬと私は思いました。

とはいいいましても先ほどから言っていますように、国保税は安く、市民が誰でも安心して医療にかかれることは誰もが望んでいることでもありますので、そのためには一方で予防医療、保険体制の充実などの医療費抑制のため、今まで以上の行政対応をお願いすると同時に、この法定外繰入をすることで根本的な解決にはならないわけでありまして、現実合った制度の見直しの働きかけもしていってもらうことをお願いしまして、賛成の討論といたしたいというふうに思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 介護保険の予算に反対の立場で討論に参加いたします。介護保険が始まって10年が経過しております。つくられた時は介護が必要になっても、住み慣れた地域で、

そして自らサービスを選択でき、そしてその自らの能力も発揮しながら尊厳される生活が送れる制度だということを創設の当時いわれました。介護は社会でみる、それを私は否定するものではありませんけれども、しかし、今現在、特に高齢化がピークに達したらということがいつもついてまわって、いろいろ制度が改悪されようとしています。

そしてこの介護保険に当たる部分は、昔は福祉の分野で行われていました。それが保険制度になってみんな平均化され、特に特養など私も福祉だった時の特養を利用して、23万円も市内で払っている方もおられたということを知っていますが、今は一律の制度になっています。そのために低所得者への負担が重くのしかかり、高い利用料、そして入れない特養など、老後に対する介護、そして老後に対する不安はますます増えてきています。

しかし、包括支援センターが平成17年度から創設され、初歩的な人たち、そして軽度の人たちへのその役割にするケアは非常の大事であります。安心できる対応を求めたいと思っております。

今、皆さんの中から非常に多く希望されているのは、国民年金で入れる特養がほしい。その増設が望まれております。また、そこで働く労働者は低賃金を指摘しておきたいと思えます。そして10年を経た現在、今、国では介護保険の部会でも見直しが出されておりますが、その意見にはますます大変になり、ケアプランの有料化とか、そして軽度の人たちを、要支援は介護から外すとか、軽度利用も2割にするなど負担が増え、そして特に低所得者への負担が増えてきて利用しにくい。

やはり本当に生活保護ぎりぎり生活している方が増えている年金生活者の中では、そこもいつも苦慮しながら生活しているといわれています。そういう制度では安心して老後が送れない、介護が受けられない、そういう意味でぜひ希望の持てる見直し案も含めての提案としても、この介護保険制度の予算に反対の立場で討論に参加しました。よろしく願います。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 後期高齢者医療特別会計に反対の立場で討論に参加いたします。私はこの



制度そのものが、つくることから反対をいたしました。特に若い先短い年齢になって区別をされる、そのことは本当にやはりショックであります。ここにおられる方は該当者はまだ、私も残念ながらなっていないのですけれども、その方からお聞きしました。その時になって区別されるというショックは計り知れないということであります。

新潟県では保険料が据え置かれ、滞納者への資格証発行をしていないということは、非常にその中でも評価すべきことではありますが、政府はこの制度 民主党政権は選挙の時にはこれは直ちにやめるといい方をしていましたけれども、いまだに実行されず、先にもありましたけれども、選挙のために見直しもというようなこともいわれております。それはなぜかといえば、前期高齢者もこの中に含めるような形で一括した方向を、ということがいわれています。

医療費が上がれば、それも自動的に上がり、しかも年金から引かれる。自由の裁量もその点では、年金生活者というのは全て消費に回るのでありますが、それが狭められて本当にそれに対するいろいろな声も聞こえてきております。1日も早いこの制度廃止を求めて反対の討論といたします。よろしく申し上げます。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

腰越 晃君 平成23年度後期高齢者医療制度予算について賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険についてもちょっと付け加えたいと思うのですが、今、国民健康保険税滞納額はずっと5億円近くで推移しております。医療という我々が生活する上で非常に優先度の高い保険制度を維持していくために、国民健康保険税というのは税金の中では最も大事な税金ではないかと思っております。その辺についても執行部の積極的な取り組み、保険税徴収に関する積極的な取り組みを期待したいと思います。

それからこの、後期高齢者医療制度でございますが、今の制度が決していいとはいえなくても、平成25年ですか、見直しがくると思います。そうした中でやはりとりあえず現状制度を維持していかななくてはならない。やはり後期高齢者75歳以上の方々の医療制度を維持していかなければなりません。そういう中で保険料も据置き。

そういうことでこれを否定するのではなくて、この制度に反対するのではなくて、これは介護保険も国民健康保険も同じなのですが、制度を維持する中で、我々委員会の中で議論をしながら改善の方向性というのは大きな部分、あるいは小さな部分、一自治体でできる部分、そういったものを議論しながら、当南魚沼市、新潟県一生懸命がんばっております。方向も私は支持しております。

そういう基本的な方向、改善の改革の方向が支持できるとするのであれば、やはり制度維持のために賛成するのは基本的な立場であると思っております。しっかりとした医療制度の確立、持続可能な未来に向けた医療制度の確立というものを国に要望しながら、本予算案には賛成をしたいと思います。以上。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算について賛成する立場から討論させていただきます。私はこの後期高齢者に対してはいつも賛成討論をしてきました。今回正直言ってしないようにしようと思ったけれども、先ほどの反対の討論の中で、区分をすると言われた中で、それでちょっとまたやるようにしました。

この後期高齢者医療制度は確かに75歳以上、そしてやはり年金から引くと。これは確かに今の高齢者医療制度が始まってからはいろいろな問題がありました。私は常々医療は平等でなければならないと、いつもそう思っています。この75歳以上の後期高齢者医療制度は、所得によって軽減措置があって、やはり所得のある方からはいただくと。それも所得のない方はできるだけ軽減措置を何段かに分けてやっている状況であります。それを区別すると言われるようなことは一つもなされていない。平等であるべきだと、そのように私はいつも感じています、医療を。

後期高齢者医療制度は全国市町村会議でもこの制度は継続していくべきだと、いつもそういった案が出ています。この制度が始まってから、当初はいろいろな問題があって、改善をしながらやってきて、今現在この制度は悪いなんてことは、誰も言っているところはありません。やはり、始まった頃からみれば、この後期高齢者医療制度は継続するべきという声がむしろ多いぐらいです。25年度からどのような見直しになるかはわかりませんが、この後期高齢者医療制度は継続していくべきだという立場から、賛成討論させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第39号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第39号議案についてご説明を申し上げます。本件は5ページに記載がありますのでお開きいただきたいと思います。字を変更とした理由が付いておりますが、国土調査事業第3計画区四十日地区において、一画地ながら字の相違により合併できない筆の字の整理し、併せて不整合を整理しようとするものでございます。

3ページの別紙をご覧いただきたいと思います。変更調書に記載のように変更前から変更後のように変更させていただきたいものでございます。また、国土調査法第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行をしたいものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第39号議案 字の変更については原案のとおり決定す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第39号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第40号議案 市道の認定について及び日程第12、第41号議案 市道の路線変更について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第40号議案 市道の認定についての提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては、新規に3路線を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他でございまして、起終点の地番、規模の延長、幅員、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。また、いずれも地元の行政区長様より、認定申請が提出されておるところでございます。

それでは1枚めくっていただきまして、図面の方で説明をさせていただきます。まず図面番号1でございます。これは大里地内の路線でございまして、市道二ツ屋線から市道大里村中4号線に接続する路線でございます。その他市道大里村中5号線延長が90メートルでございます。行政区の方からこの道路舗装について要望が提出されているところでございます。

続きまして図面番号2でございます。五日町地内の路線でございまして、市道一國西浦旧県道線を起点にしまして、袋路状の路線でございます。それにつきましては市道認定に関する取り扱い要領基準に合致するというところでございますので認定するものでございます。その他市道西浦中線、延長が45メートルでございます。

続いて図面番号3でございます。これも五日町地内の路線でございまして、市道五日町欠之下線を起点にしまして、袋路状の路線でございますが、これも取り扱い要領の基準に合致しているということで認定するものでございます。その他市道西浦北線、延長が100メートルでございます。

続きまして次に、第41号議案 市道の路線変更についてでございます。今回の路線の変更につきましては、2路線の終点の変更を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他で、起終点の地番、規模の延長、幅員、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。

それでは1枚めくっていただきまして、図面の方で説明させていただきます。図面番号1、これは一村尾地内の路線でございます。地元の行政区から認定申請が提出されておりまして、ちょっと改良の要望が受けているものでございます。その他市道一村尾29号線の終点の点線部分、130メートルを延伸しまして、市道一村尾線へ接続するものでございます。

次に図面番号2、これは西泉田地内の路線でございまして、その他市道新沖上線でございます。この路線につきましては、都市計画街路決定されておる路線でございますが、この平成23年度から交付金事業によりまして、事業着手をしたいということで、終点側の点線部分285.8メートルほど延伸をしまして、国道17号線に接続するものでございます。

以上、新規の認定が3路線、それと2路線の変更でございます。ご審議の上、ご決定賜り

ますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第40号議案 市道の認定に対して討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第40号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第40号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第41号議案 市道の路線変更に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第41号議案 市道の路線変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第41号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第42号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第14、第43号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 第42号議案及び第43号議案について提案理由を申し上げます。

第42号議案でございますけれども、このたび人権擁護委員としてご尽力いただいております南雲勇さんが、平成23年6月30日付けで任期満了となりますので、再任について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見を願います。

ご承知のように、性格も温厚、そして人望の厚さ、これはもう皆さんの知るところでありまして、人格、識見ともに優れておられる方です。

第43号議案であります。このたび人権擁護委員として3期、9年間にわたりご尽力いただきました水落東洋子さんが、平成23年6月30日付けで任期満了となり退任されます。

水落さんの後任として中嶋則子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見をお願いするものであります。

中嶋さんは保育士と南魚沼市職員公務員として長年の経験を有し、これまた人格、識見ともに優れておられる方です。なお、任期につきましては両氏とも平成23年7月1日から平成26年6月30日までの3年間です。よろしくご審議をいただきご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長 2件を一括して質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。順番に採決をいたします。

第42号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第42号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第43号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第43号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第15、第44号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第44号議案についてご説明を申し上げます。本件は昨年12月3日、法律第16号として交付されました国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が、本年4月1日施行されるところでございますが、同法は国家公務員の育児休業関係の他、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正も同じく行われておりまして、それを受けまして南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行う必要がありますので、ここで改正をお願いするものでございます。

また、この法律は昨年的人事院勧告の中で一定の常勤勤務をすることを要しない職員についても育児休業をすることができるようにする必要があるというような勧告から、改正に至ったものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので5ページをお開きいただきたいと思います。第1条の改正は、規定中同法を「育児休業法」とする、いわゆる字句の整備でございます。第2条

では見出しで育児休業をすることができない職員として、現行の条例では第1号で育児休業に伴う任期付き採用、及び臨時的任用の職員、第2号では定年等に関する条例による再任用職員の定めがございますが、それに加えて記載のように第3号として、一般職の任期付職員の採用等に関する条例により、任期を定めて採用された短時間勤務職員と、第4号で次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員、というふうに定めさせていただきます。非常勤以外の非常勤職員でございますので、アとイ、それから次のページのウに該当する非常勤職員を除いた非常勤職員は、育児休業をすることができないという規定でございます。非常にややこしくて大変恐縮ですが。

次のページでございます。2条の2を加える規定でございますが、見出しで育児休業法第2条第1項の条例で定める日とありますが、常勤の職員につきましては法律で当該子が3歳に達するまでとの規定がございますが、改正法で非常勤職員にあっては条例で定める旨の規定がありまして、ここで定めるものでございます。

1号から3号まで細かく規定をされておりますが要約しますと、1号では原則として子が1歳に達するまで、第2号では夫婦とも育児休業している場合は、子が1歳2カ月に達する日まで、これは最長1年です。第3号で継続的な勤務のため特に必要と認められる場合等には、子が1歳6カ月に達する日までということで、それを規定させて追加させていただいております。

第2条の2、3の規定は第2条の2が挿入されることにより、条の繰下げでございます。第3条の関係では再度の育児休業をすることができる特別の事情として、職員の場合を第1号から第5号まで現行で定めてありますが、今般非常勤職員の改正に伴い第6号として、継続的な勤務が特に必要な場合、第7号として任期の末日まで育児休業している非常勤職員が、任期の更新などにより引き続き育児休業をしようとする場合を加えるものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。第21条の改正であります。見出しで部分休業をすることができない職員とありまして、それを条例で定める部分であります。今回の法改正により本文を改正いたしまして、第2号で非常勤職員の部分を加えるものでございます。第22条につきましては、見出しで部分休業の承認に関する規定でございますが、非常勤職員については部分休業をすることができるようにしたことに伴いまして、規定を整理するものでございます。

4ページに戻っていただきまして、本条例は平成23年4月1日から施行をさせていただきたいものでございます。なお、職員の育児休業の現状は23年3月現在、31名が取得しております。事務の方で7名、保育士で12名、看護師・保健師で10名、調理師、理学療法士その他が2名ということで、都合31名が取得しておりますので、若干一般会計の時もお話がございましたが、この方々については臨時職員を対応するというところでございまして、臨時職員がちょっと増えているという一つの要因でございます。

それから本市のフルタイムの臨時職員の場合は、地方公務員法22条の5に規定する臨時の職員ということで、6カ月任用をもう1回更新をするということで、最長1年ということ

になっておりますし、またパート任用でフルタイムにない部分につきましても1年又は6カ月という任用でございますので、改正をさせていただきますが該当がないものというふうに考えております。

なお、育児休業は法の第4条1項の規定によりまして、育児休業している職員は職を保有しますが、職務に従事しません。それで同条の2項の規定により、育児休業している間につきましては給与を支給しないとの定めがありますので、身分的には保障がありますが、無給でいっているということでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 ちょっと説明でわかったような、わかってない点があるので1か所だけ聞いてみたいのが、それこそ端的に聞きたいのが、臨時職員を採用していると正職員にしなければいけないと。それは2年でしたっけ、それは何年でしたっけ。臨時職員を継続して採用していると・・・わかったわかった。パートとあれと、公務員は別という考えのもとだよ。非正規社員の雇用のあっちの法律とはまた違うから、そのところでいえばいいわけですよ。非正規社員を2年以上継続してやると要は3年目からは正職にしなければいけないとか、それには該当しないし、その部分が期間が、時効なんて言い方もおかしいかもしれないですけど、1年半勤めてそれから育児休業に入って、復活するときに2年3カ月とか、2年3カ月後になったら正職員になるなんていうことはないと思いますが、今のわかりましたが。

総務部長 私どもの場合は地方公務員法の適用を受けておりますので、臨時職を長くしたから正職になるという決めは全くありません。全て公開の試験を受けていただいて正規の任用試験で入るということで、これも地方公務員法の中に、いくら臨時をしてもそれは任用のあれにはなりませんよというふうに書いてありますので、派遣法の方とは違うというふうにご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第44号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決されました。



議長 日程第16、第45号議案 工事請負契約の締結について塩沢小学校大規模改造（建築）工事を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第45号議案についてご説明を申し上げます。本件は平成23年3月3日制限付き一般競争入札に付しました塩沢小学校大規模改造（建築）工事の、工事請負契約の締結につきまして、議会のご同意を賜りたいものでございます

議案をご覧いただきたいと思います。1の契約の名称は工事番号が小改造第1号 塩沢小学校大規模改造（建築）工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は1億6,747万5,000円でございます。4の契約の相手方は高橋・割田・町田特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。入札調書でございますが、5社の応札がありまして、税抜き1億5,950万円で高橋・割田・町田特定共同企業体の落札でございます。落札率96.38パーセントでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。工事の概要でございますが、3の建物の概要は記載のとおりでございますが、本件塩沢小学校は校舎が昭和57年2月竣工、体育館が昭和58年3月竣工で、およそ築後29年ほど経過しております。4の工事概要でございますが、校舎棟では管理特別棟、低学年棟、いずれも外壁改修、屋上防水改修、ベランダ防水、手すり改修、便所改修などがございますし、体育館棟では屋根の改修、舞台装置改修、便所改修などがございます。

9ページ以降に平面図が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

戻りまして3ページから6ページには、建設工事請負仮契約書の写しがございますので、ご覧いただきたいと思います。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 今日はいっぱいしてあれだなという思いがあるのですが。過去にも学校教育課の方に聞いたことがあるのですが、これは体育館のバスケットゴールが古いルールのままなわけですけど、これから新しいルールになっていくので、サークルとかゴールの周りの図が変わっていくわけです。そのルール適用が多分2011年の9月といううわさもあるし、2012年だといううわさもあるのですけれど。要は今もうそのところについて中学校も仮にいじるにしてもそのところをきちんとしておかないと、線を書いたはいいけれど、すぐ消さなければいけなくなったというのもあるので、学校の先生やまた当然県のバスケット協会何かもあると思いますし、その点をしっかり調整した方がいいのではないかという思いがありますので、いろいろな点でサッカーだってそうだし、ルール改正とかもありますので、しっかり把握しているかどうかについてだけちょっとお願いします。

学校教育課長 今ほどのバスケットのラインでございますが、一応義務教育課にも確認をしておりますし、いろいろネットにも出ておりますので見ておりますが、いつから大会等

で適用するかというのがはっきりわからないというのが現状でございます、いろいろ情報をとりながらやっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

腰越 晶君 1点お伺いします。9ページ、この間いろいろと学校給食については議論があったところでありますが、塩沢小学校、中学校を統合した給食センターが中学校に併設されたということで、これで一応決着かなというように考えているのですが。この図面、右上部分に給食棟平屋建てというふうに載っておりますけれども、この建物はどういう意味なのか、また今後給食についてどのように進めていこうと考えているのか、確認だけしたいと思いますのでお願いいたします。

学校教育課長 既に給食棟の中についてはスキールームに改造されておまして、この部分については給食棟というのをカットしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

関 昭夫君 今ほどの話の分ですが、確かこの給食棟は非常に危険な建物で、これを修繕して使えないということで給食センターという話が始まったと思いますが、その危険な建物がたとえスキールームであれ何であれ、学校に残ること自体がちょっとおかしいのではないかという気がしていますが。

教育部長 その辺に関しては、これが2年前からの耐震改修を含めて工事を検討してまいりました。その時に既存の建物を解体するということについて、非常に進めづらいということの中で、今ほどの指摘があって、スキールームといいながらということはあったのですが、改修の中でできる範囲の対応をしながら方向変換をして残させてもらったという経過があります。常に教室みたいにいるということではないということを含めて、方向変換ということでここへきております。

関 昭夫君 常にいるとかいないとかという話では確かなかったと思います。いろいろな話があった中で、非常に危険で今にも問題があるのだということで、すぐにも壊さなければならぬ、雨漏りやなんかもいくらやっても直らない、そういう建物なのでここでは使えないのだということで、給食センターの議論が始まっているわけです。たとえどういう利用方法にしても、例えばその部分を壊すと全体の耐震に具合が悪いのだとすれば、ここは利用しない建物として残さなければいけないはずですし、利用を考えること自体の方が私は間違っているというふうに思います。

教育部長 合併の引き継ぎの中で、塩沢の引き継ぎについては、この部分は危険だということも含めて協議してきました。その結果の引き継ぎ内容がどうだったかということ余り言いたくはないのですが、精査した結果、解体に至るまでもなくて使えるという判断のもとに改修をして、こういう計画に変更したという経過がございます。

関 昭夫君 でき上がってしまった給食センターをとやかく言うわけではありませんが、絶対に使い物にならないという話でああいうものが始まっています。今までやってきて多額のお金をかけた事業自体に疑問が生じる話になってまいります。

どういう引き継ぎを受けて、旧塩沢町がごまかしたのかどうか分かりませんが、そういう

ことであってはならないわけで、本当に危険だということであっていろいろな事業を進めてきて、最終的に決着を付けたわけです。その当初の話に沿った対応をしておかないと、いろいろなことでまた将来に余計な話がかっついてしまうと私は思いますので、適正な対応をしていただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第45号議案 工事請負契約の締結について塩沢小学校大規模改造(建築)工事は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時ちょうどといたします。

(午前11時50分)

議長 ここで教育部長より発言を求められておりますので、これを許します。

(午後1時28分)

教育部長 45号議案 塩沢小学校大規模改造工事について、説明不足のものがありましたもので追加で説明をさせていただきます。この工事発注に当たりまして、耐震診断を行い、設計を行い、そのもとにこの工事を発注させていただいております。耐震診断の結果、給食棟については屋根の部分の積雪荷重を軽減し、柱等の部分を改修すれば使えるという診断が出ております。

なお学校からの要望で、ワックスルームに使いたいということがありましたもので、我々はその判断のもとに設計させていただきました。私の方で先ほど子どもたちを不安な建物に入れるような説明をしてしまったことを、深くおわびしたいと思っています。ワックスルームについても、構造的に問題がない構造となっております。以上です。

関 昭夫君 先ほど3回質問しているのですが、今の説明がありましたのでもう1回させていただきますのは、私はなったことをとやかくいうのではなくて、そのプロセスの段階で、あの建物は危険な建物でたった今にも本当は壊さなければならないくらい危ないのだと、立入禁止にしたいくらいなのだという話から始まっています。

そこが、ではその当時の説明はうそだったという話になってしまうので、そういうことを繰り返していくと、ここで話をされたこと、情報提供をされたことの信用性がどんどん下が

っていくと。そういうことがあるので気を付けていただきたいと。だから、あの部分は今使える可能性があったとしても、これにしてもらいたいなということでお話をさせてもらいました。

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 日程第17、第46号議案 工事請負契約の締結について六日町中学校校舎耐震補強工事を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 冒頭大変申し訳ありませんが、第45号議案の時に関連工事についてお話をしないでしまいましたので、ここでちょっと追加をさせていただきます。塩沢小学校の大規模改造工事の電気の工事でございますが、7社の応札がありまして、これは税抜きでございますが、1,470万円、94.96パーセントで株式会社ユアテック魚沼営業所さんが落札になっております。

それからもう1件、機械工事の方でございます。9社の応札がございまして、1,290万円、93.54パーセントで株式会社大野屋さんが落札になっておりますので、追加させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは第46号議案についてご説明を申し上げます。本件は同じく3月3日制限付き一般競争入札に付しました、六日町中学校校舎耐震補強工事の工事請負契約の締結につきまして議会のご同意を賜りたいものでございます。

議案をお願いいたします。1の契約の名称は工事番号が中耐震第1号、六日町中学校校舎耐震補強工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は2億3,100万円でございます。4の契約の相手方は新潟砂利・泉工務店特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。入札調書でございますが、4社の応札がございまして、税抜き2億2,000万円で新潟砂利・泉工務店特定共同企業体の落札でございます。落札率96.86パーセントでございます。

8ページをご覧ください。工事の概要でございます。1、2並びに3の建物の概要等は記載のとおりでございます。本件、六日町中学校の校舎は昭和61年9月の竣工でございまして、およそ築後25年ほど経過しているものでございますが、経年劣化の他、地盤沈下の影響を大きく受けておりまして、今般補強工事を行うに至ったものでございます。

4の工事概要でございますが、それぞれ記載のとおりでございますけれども、普通教室棟の耐震補強工事、特別教室棟の耐震補強工事、管理棟の改善工事、床下地盤改善工事、周辺地盤改善工事、電気設備幹線設備工事をそれぞれ行いたいものでございます。

9ページ以降に全体の配置図の他、関係図面が添付をされておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

戻りまして3ページから6ページに工事請負契約仮契約書の写しが添付されてございますので、ご覧を賜りたいと思います。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご同

意賜りますようお願いをいたします。以上です。

議長 質疑を行います。

松原良道君 1点ちょっと確認。この請負金額2億3,000万円がありますよね。そしてこの8ページが一番下から3段目ですか、床下地盤盛土復旧(山砂注入)いわゆる今の建物の中が空洞になっていて地中ばりが露出している部分に、山砂か水が混ぜて、ポンプ車か何かで圧送注入という、私は今そう思って工法的にみていましたが、この部分の金額というのは2億3,000万円の中で大体どれくらいなのか。そして、これが本当に今計画している山砂注入 注入ということは単純に考えれば、回りを高くして水が漏れないようにして、砂と水を一緒に入れるのが一番満遍なく全体にいき渡ります。そういう工法なのか、ただ圧送のポンプ車みたいなものでドロドロしたものを押していくのか、それはわかりませんが、この金額がある程度わかって、このくらいの金額なら完全に直るという発想になるのか。こんな金額で直るのかなという、その心配がちょっとあったものでもし、それがわかったら1点。

学校教育課長 床下の注入でございますが、エースサンド工法ということで、山砂に固化剤を入れて、水を混ぜてドロドロ状態で床に注入するという工法でございます。額的には今の請負額の16.5パーセント程度ということでございます。以上です。

松原良道君 大体金額的にはすごく少ないのだなあという私の感じですが、あの建物の範囲の中では、それで、この工法というのは、ある程度それは金が少ないといたって2,000万円、3,000万円はすぐかかるわけですから、それをやったことによって例えばよそにこういう実例があったりして、もうある程度の金をかけた効果が出るというふうにみているのか、この工法自体が要するに実証済みとかそういうものがもしわかったらその範囲をちょっと。

学校教育課長 この工法につきましては、いろいろな工法があります。エアモルタルを入れるとか、中に発泡剤、軽量なものを入れるとか、いろいろ工法があって、実際にやっておられるところがございます。インターネット等でも出ておりますので、中で経済比較、それから施工性を考えてこの工法、山砂注入ということにさせていただきました。以上でございます。

岡村雅夫君 周囲、あるいは床下の陥没というような感じの話ですが、一応杭の上に乗っているという形ですが、不同沈下等はどの程度あったのか。要するに建物自体は全然下がってなくて、周囲と中の土が下がったのか、その辺の説明がなかったものでお聞きしたいのですが。

学校教育課長 不同沈下はあるかなしかということでございますが、診断によりますと不同沈下はございません。建物は杭の上にそっくり乗っかっております。これを山砂を注入をするのは、要はその杭が腐食をしてしまうという恐れがありますので、あと景観上まわりの周囲、段差が非常に悪いので、その辺のところを今回の工事で補修をするということでございます。実際、最大で1.3メートルほど下がっていると、GLが下がっているということ

でございます。

岡村雅夫君 不同沈下がなしで、普通、地面に接するというか1階の床であると、2階、あるいは屋根、3階屋根の構造とちょっと違って、下の要するに土が締めてあって、下がらないことを前提にした床盤だと思うのですよね、1階に関しては。土間。それで不同沈下がないというのは、梁、梁、柱、柱のところはなかったということは今、私は理解しますが、ある程度のスパンの中で床構造がそういった普通の梁が入って、床をもたせているという構造で普通はないのではないかなと。当時はどうだったかは知りませんが、1階の床についてはそういうふうになっていると思うのですが、床についての不陸もなかったということだからもう1回お聞きします。

そして周囲の問題は転圧等ができると思うのですが、その地下部分に関して私も若干聞いたのですが、中にもぐって調査できるぐらいだったというのがこの1.2メートルという意味だと思うのですが、転圧が平均に比べて2メートルにみんな空いていけばできますが、転圧ができない状況でまた同じような事態が発生することはないか、ひとつお聞きします。

教育部長 お答えします。1点目の1階の構造ですが、昔は土間ということでコンクリートだけ打つ構造ですけれども、この建物については1階の部分のスラブはスラブ構造ということで、梁と一体になって鉄筋が入っておりますもので、そういうことになっておりまして、スラブの沈下はございません。

2点目について、うまく入るかどうかということなのですが、我々はこのエースサンド方式という工法を取り入れて、他でも実績がありますもので、満遍なく入る施工ができると確信しております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第46号議案 工事請負契約の締結について(六日町中学校校舎耐震補強工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第46号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第47号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題としたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第47号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について、提案理由を申し上げます。このたび、大字塩沢財産区において委員1名から平成23年2月28日付で、

平成23年3月31日をもって辞任したい旨、辞任届が提出をされました。これにより新たに委員1名を選任したいものです。

財産区管理会財産区管理委員の選任については、財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意が必要とされており、ご同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては平成23年4月1日から4年間となります。ご提案の方につきましては、関係集落からご推薦をいただいているところでありますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第47号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって第47号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第19、発議第1号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

樋口和人君 それでは発議第1号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてということで、提出の説明をさせていただきます。この委員会条例につきましては初日の議案にありましたとおり、城内診療所を今までの病院事業会計から離して、南魚沼市立城内診療所条例の制定によりまして、特別会計に移すということになります。そのことによりまして、城内診療所を所管する担当部署が福祉保健部に移るということでもあります。

よって、そのことによりまして皆さんのお手元にあります資料3ページ、新旧対照表というところで見させていただきます。委員会の所管のことについてでありますけれども、第2条の3項ウのところにあります、この社会厚生委員会の所管につきましては、「ゆきぐに大和病院及び城内診療所の所管に関する事項」ということではありますが、ここから「及び城内診療所」というのを削除させていただきます。

今、言いましたようにその前段、イのところには社会厚生委員会の所管は福祉保健部及び福祉事務所ということで所管のところが入っておりますので、そのことによりまして今の部分を削除するということでもあります。

あと附則でありますけれども、この条例は平成23年4月1日から施行するというので、会議規則第14条第1項の規定によりまして、賛成者を資料のとおり募りまして上程するも

のであります。よろしくご審議のほど、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第1号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、発議第2号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

岡村雅夫君 発議2号についてご説明を申し上げます。午前中にも申し上げましたが、この請願者に基づく意見書になっておりますけれども、請願者の意向によって部分的な削除、あるいは変更があってもぜひ、通していただきたいという意向がございます。前段の方、1ページ目は変わっておりませんが、1ページというか記の方で若干の削除がございます。皆さんに事前に配らせていただいた案件と若干違っておりますが、ひとつ説明をさせていただきます。

1番では高齢者の新たな医療制度についてということで、請願の段階では「保険料が自動的に上がる仕組み」という部分があったのですが、その点を削除いたしまして、「年齢による差別を残す制度づくりはやめること」ということでしております。それをその次の2番、「75歳以上の高齢者への資格証の発行をしないでください」ということ、これについては削除をするということで、2としては3が繰上がるということで変更をさせて、すり合わせをさせていただきました。

内容としてみると非常に当たり障りなくと申しますか、制度自体が今後見直しに当たって、今どうしても変わっていただきたいという部分が載せられてあるということでもあります。以上ですが。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 発議第2号に賛成の立場で討論に参加します。私どもの会派では二人しかいないので我々だけでは意見書の提案さえもできないという弱小組織なのですけれども、他の市民クラブの協力を得まして発議することができました。

それでぜひ、私はここに書いてあることをぐじゃぐじゃ言いませんけれども、これは必要最小限の思いであります。それをぜひ、国へ上げ、そして国は、今は未曾有の大震災があって大変ですけれども、本来他のところには手厚い援助をする、例えば事業をしている人への法人税を下げるとか、そして消費税を輸出している業者には還元するとか、そういう本当に手厚いお金の使い方をしているところもあるのです。

しかし、これはやはり福祉の問題でもあり、そして生活するぎりぎりの人たちへの対応も含めておりますので、ぜひ、国へ意見書として上げていただき、そういう方向性を持っていただく、そういう思いで賛成の討論に参加しました。よろしくお願いします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第2号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議ありの声があります。反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第2号は否決されました。

議長 日程第21、発議第3号 暴力追放の宣言を求める決議を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

関 常幸君 発議第3号 暴力追放の宣言を求める決議について提案理由の説明をさせていただきます。暴力団員による反社会的な行為は許されるものではありませんが、市民や一企業が暴力団の要求や脅かしに対して立ち向かうということは、一層の報復等を恐れできませんでした。結果、暴力団を温存することになっていたと思います。

平成4年3月に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行されました。これがいわゆる「暴力団対策法」と呼ばれている法律で、各県に、新潟県にも暴力追放運動推進センターが設立されております。市町村や企業に暴力追放の宣言等を決議し、市民生活を守

る運動が出てきておりますし、暴力運動が市民運動として広がってきていることはご存じだと思います。

南魚沼市の犯罪率は8.1パーセント、近隣の魚沼市は4.4パーセント、十日町市は4.8パーセント、小千谷市5.5パーセント、湯沢町では23.1パーセントです。観光地を抱える南魚沼郡は犯罪率が高いです。そして今年の1月に当市で発生した凶悪犯罪は、市民が安心して暮らすという願いを踏みにじるばかりでなく、南魚沼市を訪れようとする観光交流人口にも大きなマイナス要因となっております。よって市においては安心・安全な南魚沼市の実現のために、暴力追放の宣言を発することを求めます。以上です。

議長 提出者に一言申し上げます。朗読が許されるのは議会事務局長、若しくは議会局員で議長の許可を得たものに限っております。以後気を付けてください。

関 常幸君 朗読はしないということは重々わかっておりまして、相当調べて朗読とは違っておりますので、もう一度よくみてください。

議長 前段が確かにありますので、そのように私も聞いておりましたが。

議長 質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第3号 暴力追放の宣言を求める決議は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に附議された事件は全て議了いたしました。

議 長 休憩といたします。休憩後の開会は2時15分といたします。

(午後1時59分)

議 長 ここで市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

(午後2時18分)

市 長 14日の日だったかに申し上げました、特別交付税の配分額の決定が遅れていると。災害対応も含めてでありますので、どうなるか心配だということを申し上げました。先ほど速報値が入ってまいりまして、お知らせを申し上げます。

平成22年度分の特別交付税の総額が南魚沼市は11億8,995万3,000円というふうに決定をされました。平成21年度が11億1,491万5,000円でありましたので、21年度比7,500万円強の増、そして現計予算では今、10億円ちょっと予定しておりましたが、現計費1億3,518万3,000円の増ということに決定をいただきましたのでご報告申し上げます。

とりあえず22年度分のこの交付税については、今の大地震等に対する影響は、私ども新潟県全部でありますので、特別この枠の中で災害対応ではないということがおおむねみえたところであります。とりあえず予算より1億3,500万円余計 余計といういい方はないですけれど、入ってきましたのでご報告を申し上げておきます。以上です。

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午後2時19分)

議 長 ここで平賀水道事業管理者、高野消防長、金井産業振興部長、阿部福祉保健部長、高野市民生活部次長、関総務部次長より、それぞれ退職の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。まず平賀水道事業管理者からお願いいたします。

平賀水道事業管理者 何かとお忙しい中、このような時間を割いていただきまして本当にありがとうございました。私はちょうど5年で任期満了というようなことで、この3月31日まででございます。入った時は収入役として、ここで初めて皆さんの前に立ちました。今日が2回目でございます。

私が入ってすぐ間もなくけがをしてしまったというようなことで、本当に皆さんにはご迷惑をかけた面が多々あったと思います。それからその1年で自治法の改正で収入役制度が廃止になったというようなことで、水道事業管理者をつくらせていただいたというようなことで、それから4年間に過ぎようとしております。

水道事業管理者になったばかりに災害がありまして、中越沖の地震等でありました。そしてまた今回は今度はもっとそれより規模が大きい地震というようなことで、非常に災害男みたいな感じになっておりましたが、何とかこれを市を挙げての応援態勢も当然必要であると。それで今回内示が出て、係、課が変わったりしておりますが、これはやはり動揺せずに市一丸となつての応援態勢を引いていってもらいたいと。私はそこだからいらぬとかそうではなくて、そこらあたりも次の方に申し送っていきたいと思っておりますが、まだまだやらな

ければいけないことがあったと思いますので、そこらあたりは若手の管理者が来ましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、議員の皆さん、それから行政の皆さん、よく車の両輪というようなお話がありましたが、径を同じくした中でひとつよろしくお願ひをしたいというようなことを常に思っておりましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。皆さんのご健康を祝してお別れの言葉に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

議長 次に金井産業振興部長よりお願ひいたします。

金井産業振興部長 大変お疲れのところ貴重なお時間をいただきまして、ここで退職の挨拶をさせていただくということで、大変恐縮する次第でございますし、大変ありがとうございます。私もちょっとメモ書きしないと覚えていられないものですから、メモをしてきました。

私は昭和46年に旧六日町の職員に採用されまして、以来ちょうどこの3月31日で40年という長い月日を勤務させていただいたところでございます。今月をもって退職ということになります。本当にこの間、議員の皆さま方はじめ上司の皆さま方、同僚、ご支援、ご指導賜りまして何とか無事過ごすことができたのではないかと考えております。本当に厚く感謝申し上げる次第でございます。

この40年というものを振り返ってみますと、第一感としてはあっという間であったというようなことでございます。そうは言ってもその時々思い出、出来事というものがございます。ちょっとその辺に触れてみますけれども、私は最初社会教育課、旧六日町時代に室内プールというものがございます。そこに1年間配属になりまして、ほとんど事務というよりどちらかというプール、現業職的な仕事をしてきたような思いがあります。

一つの転機ということではないのですけれども、すぐ水道課に異動させてもらいまして、それからその当時の水道課というのは直営で、いろいろ職員が直接現場に出てつるはし、スコップを持ちながら漏水修理などをするというようなことで、役場というのはこんなところもしなければならぬのかというような思い出がございます。

それでもう一つは夜といいますか、お付き合いの部分で、私は今は酒もたばこもやりません。正直それまでやったことがなかったということで、どちらかといえば奥手であったというふうに思っているところでございます。本当に特にお酒のつらさといいますか、あの当時を思い出すとよく無理して飲んだなあというふうに思っているところでございます。

その後平成のバブル期でございましょうか、ちょうど企画にいたものですから、当時六日町ではほくほく線の建設、あるいは三国川ダム建設というようなことで、大規模工事があったわけでございますけれども、その窓口になっていたということで、六日町駅の橋上化だとか、三国川ダム、俗にいう悪法といわれているか知りませんが、リゾート法ですよ。それによって非常に開発というようなことで、そういう部分では現状の中でしゃくなげの部分については、いろいろご指摘を受けるところがございますけれども、それに関わった

一人でございます。

その中でダムがちょうどたん水する前でございますでしょうか。湖底祭りという本当に最初で最後のお祭り、これに携わらせていただきまして、土砂降りの中ではございましたけれども、ダムの底というものを見させもらったのは自分でもいい経験になったし、それで最後の花火が、ああいう谷間の中で上げる花火というのが小さかったけれども非常にいい音といい色だったと記憶しているところでございます。

もう一つは私にとって一番の思い出となるのは、やはり直江兼続との出会いではなかったかと思っているところでございます。思えば平成8年ですか、大河ドラマに推進する会というのができた時に、たまたま観光にいてその担当になったというようなことでございまして、それから11年がたって、担当の課長としてその決定の場に立ち会うことができたという運命的なものをちょっと感じるところでございます。

それから天地人事務局へということになるわけでございますけれども、当時市長からは役人らしからぬ人物をそこに置くというようなことを言われました。私はそれはどちらかといえばいいふうに思いまして、どちらかといえば民間的発想で取り組みよというようなことを言っているのかというふうなメッセージで受け取っておりました。

本当に正直、始まる頃は不安がいっぱいございまして、当時は20万人という目標を立てられたわけでございますけれども、その20万人の根拠というのが私もまだかつてはつきりしないのですけれども、鹿児島とか甲府でやられたイベントが大体そのぐらいを目標にしていたと。全然人口も規模も違うし、何て思いながらもいたわけございまして、NHKさんからはせいぜいその自治体の人口レベルですよとなんて言われると、ますます不安になったということを覚えております。

それともうひとつはやはり天地人博というものをやるについての活動組織をどうしようかという部分でございます。本当に1年間のロングランをやる上で、要は手弁当で協力してくれる組織というものをつくらなければいけない、というような思いがございましたものですから、市内の若い人たちの組織にいろいろ声かけをしまして、結果的には全地域から集まっていただければありがたかったわけですが、なかなかそうもいかなかったというようなことで、議員の皆さま方はご存じのとおりのような形での組織でやらせていただいたということでございます。

最初にいろいろ協力を受けた、申し上げたところの中で最初に言われたのは、これは市のイベントの手伝いをさせられるのか、というような民間の方のお話もありました。非常にそこら辺の理解を求めるのに苦慮した部分がございますが、私どもとしましてはひとつ黒子に徹して、若い人たちを前面に出して、行政は一步下がろうではないかというようなことで対応させていただきました。その後については議員の皆さま方、本当に若い人たちのがんばりは見ていただけたとおりではないかと思っているところでございます。本当に結果的に良くなって、私は本当にありがたかったと思っているところでございます。

よく街づくりは人づくりだというようなことがございます。本当にこの天地人がそのきっ

かけづくりになったのではないかなというふうに自分なりに思っております。市内の若い人たち、何か地域のためにやりたい、本当にそういう気持ち、熱い気持ちがあると。本当にその時思いました。この若い人たちの芽、これがうまく育てば、この南魚沼市の将来はますます輝いていくものではないかというふうに思っておりますので、何とぞ今後もご指導をしていただければと思っている次第でございます。

最後になりますけれども、この未曾有の東北関東大震災、このさ中におきまして南魚沼市でも本日も要望書がきました。観光面でキャンセルが相次いでいるというようなことでございます。いろいろな影響が出ているというふうに聞き及んでおりますし、また市、皆さま方、本当にこの対応というのはまた大変なことだと思っております。そのような時に退職ということになったわけですが、私としましては南魚沼市のますますの発展、それと議員各位の、それから市長を始め執行部の皆さま方のご健勝を祈念いたしまして、一言ご挨拶というふうにさせていただきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 続まして高野消防長よりお願いいたします。

高野消防長 ご指名をいただきましたので、一言退職のご挨拶を申し上げます。大変貴重な時間、申し訳ありません。お許しいただきたいと思っております。まず私は消防長であります。このたびの東北関東大震災、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げ、被害に遭われた皆さんに心からお見舞い申し上げる次第であります。

私は消防に入って、大隊の幹部になってから13年1月、石打地区がメインでやられた地震がありました。それから16年、中越大震災、そして19年、中越沖、そして年度でくれば今年22年度であります。3年ごとにこれだけの地震が何で来るのか、なぜこんな狭い日本をいじめるのかと、私は消防防災の消防長として本当に切なくなる思いでありました。

まだまだこれで治まったわけではありません。今度は東京都がやられるのかと、はらはらどきどきであります。本当にこれから注意していただきたいと、このようにお願いするところであります。

退職でありますから私も多少の経歴を述べさせていただきたいと思っております。松原さんの方から短くしろとこういう命令ではありますが、少し述べさせていただきます。私は昭和44年4月1日六日町塩沢町消防事務組合、桜井三代松六日町町長さんが管理者の、その消防事務組合に採用されました。それから足掛け42年あります。本当に長い間お世話になりました。その後、湯沢町、大和町が消防に加盟しまして、そして魚沼消防事務組合、昭和47年4月1日であります。それから他の一組、いわゆる4町の共同事務を処理する一組、南魚沼郡広域事務組合という組織と消防が一緒になって、新たな南魚沼郡広域事務組合が昭和51年6月であります。そこに消防がお仲間入りしまして、それからあの庁舎に消防職員以外がどっと入ってきたということになります。それから平成13年3月19日、広域連合という新しい組織に改名をし、そして平成16年11月、市、町の組織の南魚沼地域広域連合と、こういう5回も地方公共団体の名前が変わる、そんなところへ私どもはいたとこ

ろであります。それから平成18年から市消防ということで、5年間でありましたが皆さんの方から大変ご指導をいただいたところであります。

当初は、44年当初、署長以下25名という小さな消防署であります。桐生弘一さんという六日町消防団長さんを署長にお迎えして、それから塩沢の方からは副団長さん、山本巖さんという方、この方を次席と呼んでいました。今でいえば副署長であります。そこへ何にもわからない人が23名いました。どうして水を出すのかもわからない、よく火も消した、救急もよくしたなど、今から見ればぞっとするような、そんな活動でありました。

今では105名という大変大きな大所帯にさせていただいて、本当に心から感謝を申し上げ、御礼申し上げるところであります。第1期生が私を含めて指令室長、本署の副署長、大和の署長を入れますと4名おります。これが辞めるとすばらしい人生が来るという、読んでいた人がかなりいるようではありますが、ようやくその時がここで迎えられるということになります。

庁舎も新しくなります、それから今入っている庁舎、これも今年中には全部解体をいたします。更地になります。新しい庁舎がスタートすると同時に、人員も一新され、すばらしいまた消防本部がこれから活動されるというふうに私は思っております。またそういうふうになっていただきたいということで、後任に今引き継ぎをしておるところであります。

未曾有の大震災でありましたが、地域消防に勤めて、そして地域の住民の命をとにかく守ろうと、こういうことで一生懸命私は今までやってきました。

今、私はここへ登壇させていただいていますが、真の気持ちはやれやれであります。本当にやれやれであります。4月からは石打で女房がしていたロッチを、今度は私がお手伝いをして、そして少しの米の農家ではありますが、おいしいコシヒカリを作りながら、そしてこの地域にもう少し住まわせていただきたいと、このようにお願いをするところであります。

最後になりますが、市議会のますますのご繁栄、そして市長、副市長以下執行部のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げまして、最後の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 続きまして阿部福祉保健部長よりお願いいたします。

阿部福祉保健部長 私は昭和50年、塩沢町役場に入りました。それ以来36年間あります。その職員時代、一番私の印象に残ったこと、平成12年の広域事務組合から広域連合に移ったこと、その後の合併の話。平成14年に合併の話が始まりまして、平成15年に塩沢町が抜けて、それでまた話を始めて、平成17年に南魚沼市の方に入ったという、その一連の時代が一番、今私にとっては懐かしい。本当にその時期は私は非常に難儀だったというか、苦しかったというかそういう時代でもありました。ありましたが、こうやって振り返ってみるといい思い出だったなというふうに思います。

この2年間、平成21年度からの2年間は福祉保健部というところにいきまして、全く初めての分野でありました。十分な仕事もできずに、またこの4月から新任の部長に引き継ぐ

ことになります。道半ばというよりも本当に20パーセントも30パーセントぐらいしか仕事ができなかったなというふうに思っています。大きな問題もまだ残っていますので、後任の部長さんには難儀をかけるというふうに思っていますけれども、きちんと引き継いでいきたいというふうに思っております。

ここでいったん3月31日で一応職員を退職をするということになります。もしかするとまた4月から皆さん方にお世話になるかもしれませんが、その時はその時でまた皆さん方にきちんとお話を申し上げたいというふうに思っておりますけれども、新しい仕事についても福祉保健部同様、全く未知の世界であります。とにかく何もわからない中の出発でありますので、日々、要は1日、1カ月、半年、1年ということでステップを踏みながら、一生懸命勉強してまいりたいというふうに思っておりますので、何分にもよろしくお願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 続きまして高野市民生活部次長、ご挨拶をお願いします。

高野市民生活部次長 3月議会大変お疲れ様でございました。39年間の長きにわたり、大勢の皆さまのご支援を受けまして、今日を迎えることができたと思っています。大変ありがとうございました。私も先ほど金井部長がお話したようにすばらしい挨拶文を考えてはいたのですが、地震、災害が起きまして、今日も皆さまの真剣な発言等を聞いておりまして、何をお話していいかわからなくなりましたので、思ったことを1～2発言させていただきます。

39年間お世話になりましたが、一番つらかったことの思い出は、やはり平成16年の中越大震災です。合併を進め、事務それぞれ職員が当たっている最中の出来事でした。私は新幹線が浦佐の駅のちょっと前で止まってしまい、その皆さんが避難させてくれたということで、当時大和中学の体育館を避難先にしました。暖房もなく、食料もなく、真っ暗の中で一晩対応しましたが、本当に大変な経験をさせていただきました。わずかな間でしたけれども、職員始め本当にがんばったと思っています。

それを思いますに、今回の大震災、地震、津波、原発と本当に災害に遭われた方のことを思うと胸がつまる思いです。先ほどから皆さんから強い、温かい励ましの言葉等も出ていますが、日本国民挙げての支援で、何とか一刻も早く快方への道付けができればというふう思っているところでございます。

最後になりますが、今回の議員の皆さんの一般質問等の中にもお話がありましたが、春には一面緑のじゅうたんとなり、また秋には一面黄金色となり、日本国中どこへ行ってもうらやましがられる魚沼コシヒカリが生産され、また国際大学を始めよそからこの地に来た皆さんが全員言います、この地は日本一四季の変化が美しいところだと。このすばらしい南魚沼市のますますの発展と皆さまのご健勝、また、ご活躍を心より祈念させていただきます、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(拍手)



議長 続きまして関総務部次長よりお願いいたします。

関総務部次長 お疲れのところ誠に恐縮でございます。一言ご挨拶させていただきます。昭和48年の4月1日に旧六日町役場に採用されまして、ちょうど38年が経過し、3月31日をもちまして定年退職となります。振り返りますと38年という月日は長かったとも、またあつという間だったなあと両方な思いでございます。

総務課で選挙事務の手伝いをさせてもらったのが最初の仕事だったように記憶しておりますが、その後税務課、統計、建設課の維持、国保、財政等を経験させていただきました。特に財政につきましては係員、係長、課長として3度経験させていただきました。どの業務でも楽しい点とつらい点と両方あったというのが印象であります。

そういう中で税務課時代というのは非常に同じような若い世代が多くおりまして、正直言いますともう鬼籍に入った人もおりますが、懐かしく思い出されるところであります。そして一回り上の世代、もうちょっと上の先輩諸氏が退職のこの場で、新幹線とか高速道路といった地域のビックプロジェクトに携わった思い出何かをお話されるのを聞いて、私どもそういう機会はもうないのかなあなんて半分うらやましく聞いたものでしたが、私にとってはその後市町村合併という大きな出来事がございまして、そこで事務局として関わらせていただきました。

推進派の委員さんから事務局はもっと合併に向けて、合併効果がわかりやすいような資料を作れと発破をかけられまして、いやいや事務局は中立で、それは我々議員の仕事だと助け舟を出していただいたというようなことが思い出されるところであります。

当市にとって合併は有意義なことであったというふうに確信しております。しかしながら、以前から市であったいわば老舗の市と比較しますと、人口規模が上回っていてもまだまだ街づくりのストックとか、いろいろな面において私どもいわば新興市はまだ劣っているのではないかというような感じを持っているところです。

合併から5年、あるいは6年が経過しようとしているわけですが、特例期間の折り返し点を通過しようとしているところですけれども、今後の街づくりにさらにご尽力をいただきますようお願いいたします。

また、先日の地震で思い起こされましたが、合併の目前に発生した中越大震災の揺れも、この間の地震も含めて今までで最も大きな、自分にとっての大きいものでございました。今回の被害を目の当たりにしますと比較にならないものですが、当時は公務員という立場を自覚して一生懸命対応に当たったように思います。今回の大惨事で被災された皆さまにご冥福、お見舞いを申し上げますとともに、被災者でありながら対策に奔走されている自治体職員を始め、まさに命がけで対策に当たっている皆さまに、正直何とっていいか適当な言葉が見つからなかったのですが、「がんばってください」と。そして微力ではありますが自らできることはやらなければと思うところです。そういう意味では消防長さんがおっしゃったように、開放されたという安堵感は実感としてあると思います。

定年まで勤められるか不安に思った時もありましたが、皆さまの支えによりましてこうし

て退職の挨拶ができますことは、誠にありがたく幸せに思います。ある議員さんからは人生はこれからが儲けの期間と、アドバイスもいただいております。退職後は当面、区長をおおせつかりましたのでそれに専念しようと思っておりますが、65歳までは稼働年齢人口だと言われた先輩もおりましたので、ぼけないようにお役に立てることがあったら何かやってみたいとも思っております。

最後になりましたが、皆さまのますますのご健勝、ご発展を祈念して退職の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 このたび3月31日をもちまして退職される皆さん方、この壇上から今6名の方からご挨拶をいただきました。本当にお話を聞かせていただきますと、40年という長い長い間のご奉公だというふうに聞かせていただいております。また、この議場にはおられません、やはりこの3月31日で定年退職を迎えられた皆さん、また、途中退職の方もおられるわけですが、本当にありがとうございました。

40年確かに長い時間でございます、年数でございます。しかしながらわずか2～3分の揺れで全てがなくなる、なくしてしまった。これは私たち、この3月本議会の3月11日の4時のことでございます。これから80数余年の寿命が始まろうとしている方、また80年、100年たった、こういった齢を重ねた方の時間もあっという間になくなってしまいました。

ひとつ、ここでご挨拶をいただいた皆さん方、またこの後ここにはおられません退職される方、この40年間、また数十年間を今一度振り返っていただいて、貴重な時間だったというふうにひとつお考えいただければ、うれしいのではないかというふうに私は思っております。まさに日本の歴史上、一千年に一度の大震災でございます。そうした中のこの本議場におきます皆さんの挨拶方、退職は他の年に関わらない深い感慨の議会であったというふうになるのではないかと考えているところでございます。

この40年間、それこそ職員として自らに英知と技術を身に付けてこられた、この財産こそ私ども後輩に、市政に、ひとつまたつないでいていただきたい、教えていただきたいということを願うところでございます。まだまだ南魚沼市も合併して6年でございます。やがて10年となった時に、その時の礎であったということをも、退職される職員の皆さん、また管理職の皆さん、ひとつ自信を持っていただいて、残された私たちのまたご指導に当たっていただき、また一市民として、また新たな人生に向かって出発していただきたいということをご祈念申し上げまして、簡単でございますが、厚く御礼を申し上げまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 これをもちまして平成23年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後2時55分)